

第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第4部－第1 環境保全の推進

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
三鷹市公共施設の温室効果ガス総排出量(t-CO ₂)	24,582	平成27年度に確定予定	8,363	減少

公共施設における温室効果ガスの削減を示す指標です。公共施設に省エネルギー・新エネルギー等の導入を進め、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガス総排出量を削減し、地球温暖化防止に率先して取り組みます。

※ 平成24年度末で環境センターが稼働停止したため、平成25年度以降大幅に削減されました。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
新エネルギー(再生可能エネルギー)導入助成による最大出力(発電量)の累積値	917kW	2,860kW	4,117kW	5,717kW

新エネルギー導入による環境負荷の低減を示す指標です。数値は、平成16年度以降の太陽光発電や燃料電池コージェネレーション(注3)等の新エネルギーによる最大出力量の累積値です。東日本大震災の影響による福島第一原子力発電所の事故等の影響を踏まえ、環境にやさしい新エネルギーの普及を進めます。

(注3)コージェネレーション:一つのエネルギー源(ガスなど)から、二つ以上のエネルギー(熱と電力など)を取り出して使うシステムのことをいいます。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画等の改定と推進

(1)「環境基本計画2022」の改定と推進	◎ ①「環境基本計画2022」の改定と推進 ②みたか環境活動推進会議の運営
(2)「地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」の推進	◎ ①「地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」の推進

2 サステナブル都市への転換に向けた環境施策の推進

(1)サステナブル都市研究と施策の推進	◎ ①サステナブル都市実現に向けた研究と環境に配慮した施策の推進
	◎ ②サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施と検証 (「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照)
	◎ ③市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化の推進 (「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照)
	※ ④環境配慮型都市「スマートコミュニティ」の研究・推進
(2)エネルギー施策の推進	※ ①新エネルギー(再生可能エネルギー)設備等導入の推進
	※ ②省エネルギー活動を推進する人材の育成
	※ ③公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入 (「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照)

	④高効率給湯器の導入の促進
	⑤電気自動車(EV)等次世代交通の普及に向けた研究 (「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照)
(3)循環型まちづくりの推進	※ ①リサイクルの推進 (「第4部-第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照)
	※ ②緑と水の保全 (「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照)
	③市民活動団体等との協働による環境保全活動の検討・推進

3 環境学習・啓発の推進

(1)環境学習の推進	※ ①環境学習機会の提供 ②三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進
(2)普及・啓発活動の推進	※ ①環境基金を活用した環境活動の普及・啓発活動の推進

4 環境政策の率先行動の展開

(1)資源エネルギーの有効利用の推進	◎ ①公共施設の省エネルギー対策の推進
	◎ ②「エネルギーコスト・マネジメント」の研究・推進
	◎ ③街路灯のLED化による省エネルギーの推進 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照)
	④教育施設の省エネルギー対策の推進
	⑤過剰包装・使い捨て商品の抑制 (「第4部-第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照)
	⑥カーシェアリング等の普及浸透による自家用車総量抑制に向けた取り組みの検討 (「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照)
	⑦雨水利用の促進
(2)環境管理・監査の導入	※ ①環境マネジメントシステムの運用による環境改善の推進 ②環境会計の導入の検討
(3)公共施設の環境対策の徹底	※ ①PCB(注4)廃棄物の保管・管理の徹底及び処理 ②アスベスト対策の徹底
(4)環境に配慮した建設事業の推進	①再生資材等の活用の促進 ②建設廃棄物の抑制及び再利用

5 環境の調査・監視の充実

(1)情報提供・啓発の推進	※ ①環境に関する情報提供の充実 ②光化学スモッグ情報の適切な提供 ③公害防止に向けた啓発の推進
	①自動車公害対策の推進 ②事業所の公害防止指導 ③アスベスト飛散防止対策 ④公害防止のための設備改善の支援
	(3)監視機能の強化
	①大気汚染物質の連続測定や定期測定の実施 ②市内河川の定期的水質調査の実施 ③土壌汚染調査の充実
	※ ④空間放射線量等への対応

6 推進体制の整備

(1)組織体制の強化	①環境施策推進会議による推進
	②市民・事業者・NPO 等との連携の強化
	③関係機関・大学との連携の強化
	④広域的な連携の強化
	⑤国・東京都への要請

(注4)PCB(ポリ塩化ビフェニル):水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質を有する主に油状の物質です。その毒性が社会問題化したことから、昭和47年以降、製造されていません。

V 主要事業

1-(1)-①「環境基本計画 2022」の改定と推進

「環境基本計画 2022」の改定を行います。改定に当たっては、「環境基本条例」による、生活環境、文化的環境、自然環境、地球環境の4つの基本施策に基づき、平成 26 年度までの課題や成果を検証するとともに、将来像を見据え、「環境基本計画 2022」に掲げた環境目標や環境指標の見直しを行い。環境負荷の少ない持続可能な社会を目指します。

また、計画の改定及び施策の推進においては、「地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」「ごみ処理総合計画 2022(仮称)」「緑と水の基本計画 2022」「土地利用総合計画 2022」「三鷹市景観づくり計画 2022」等の個別計画と整合・連携を図ります。

1-(2)-①「地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務事業から排出する温室効果ガスの抑制(事務事業編)及び市内の産業部門、民生部門等からの排出抑制(区域施策編)を目標とした実行計画を推進し、削減目標の達成に向け各対象の特徴を踏まえた実行性のある取り組みを進め、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

2-(1)-① サステナブル都市実現に向けた研究と環境に配慮した施策の推進

庁内プロジェクト・チームにより、市独自のサステナブル都市の視点として、「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の5つの視点を包含する施策を検討します。

また、「サステナブル都市」の実現に向け、低炭素社会をめざした環境配慮型都市を創造するため、環境基金を活用したエコ住宅の建設誘導の推進や緑化の推進、循環型社会の構築のほか、省エネルギーと再生可能エネルギーの利用拡大によるエネルギー対策、快適な歩行・自転車走行空間の整備などの交通対策を進め、持続可能な施策を検討・推進します。

4-(1)-① 公共施設の省エネルギー対策の推進

4-(1)-②「エネルギーコスト・マネジメント」の研究・推進

公共施設の維持管理や新たな施設の建設に際し、環境への配慮及びエネルギーの有効活用を図り公共施設の管理適正化を進めます。行政自ら効果的なエネルギー利用を率先して行うことによって、環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。

また、公共施設の建設・改修時におけるライフサイクルコストの低減を図るため、光熱水費縮減等による CO₂ 排出抑制へとつなげる「エネルギーコスト・マネジメント」を研究し、新たなマネジメントサイクルや効果的な省エネルギー活動を進めます。

IV 推進事業

2-(1)-④ 環境配慮型都市「スマートコミュニティ」の研究・推進

三鷹まちづくり総合研究所「サステナブル都市三鷹研究会」の報告を踏まえて、創エネ・蓄エネによる低炭素化エネルギーマネジメントや三鷹駅前再開発、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業、東京外かく環状道路整備事業の周辺地区をモデル事業とする環境に配慮したまちづくりを研究します。

2-(2)-① 新エネルギー(再生可能エネルギー)設備等導入の推進

地域から地球環境を保全する取り組みを進めるため、市民が石油代替エネルギーとして太陽光発電、太陽熱利用システム、風力発電等の新エネルギー設備や高効率給湯器等の省エネルギー設備を導入する際に、経済性の面から普及が十分でないものについて環境基金を活用して助成支援を行い、市全体のエネルギー消費の削減、地球環境への負荷軽減を図ります。

2-(2)-② 省エネルギー活動を推進する人財の育成

地球温暖化対策としての省エネルギー活動等の普及のため、省エネルギー活動に興味のある市民を対象に、市が実施する講習会を受講し、省エネルギーのノウハウを習得した市民が家庭や地域において、市と協働して普及啓発活動を行う人財を育成します。

3-(1)-① 環境学習機会の提供

「みたか環境活動推進会議」との協働により、市民のニーズや環境意識の高揚、将来を担う子どもたちへの環境教育につながる情報発信や講座等を実施します。また、環境活動を体系的に学習できる講座の開設や、様々な学習メニューの提供を行うとともに、イベントやフィールドワークによる体験学習の機会を提供します。

3-(2)-① 環境基金を活用した環境活動の普及・啓発活動の推進

環境基金を活用し、市民、NPO、事業者等が行う高環境の創出をめざして行う先導的な環境活動に対して顕彰を行うほか、NPOなどが実施する環境活動事業への助成や環境ポスター、標語などの募集を行って優秀な作品の顕彰を行うなど、環境活動の支援と啓発を行います。また、環境基金を活用した、新たな支援策を環境基金活用委員会において審議・検討を行います。

4-(2)-① 環境マネジメントシステムの運用による環境改善の推進

環境に配慮したまちづくりを進めるために、市庁舎等のISO14001認証は更新審査・定期審査を受審し、継続的改善を行っていきます。平成27年度中に国際規格の改正が予定されており、「JIS Q 14001:2015」に対応し、マニュアル等の改定を行います。

また市の公設公営施設で導入している簡易版環境マネジメントシステムも3年ごとの認定審査を行い、着実な運用を進めます。さらに、教育委員会を中心として、全市立小・中学校での学校版環境マネジメントシステムの着実な運用を行い、継続的な改善を進めます。

4-(3)-① PCB(注4)廃棄物の保管・管理の徹底及び処理

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、各公共施設で保管・管理してきたPCB廃棄物(高圧トランス・コンデンサ、安定器等)について、東京都が「東京都ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定める処理計画期間(平成36年3月31日)までに適正な処理を行います。

5-(1)-① 環境に関する情報提供の充実

環境に関する報告書の発行及びホームページ等を利用し、大気、水質、土壌汚染等の環境測定

データによる公害発生状況を情報提供します。さらに、環境学習等のイベントを通じて地球環境の保全意識の啓発や公害防止に関する情報提供の充実を図ります。

5-(3)-④ 空間放射線量等への対応

原発事故による放射線については、市民の安全確保や情報提供等についての対応を国、東京都へ適宜要請するとともに、市独自に市民が利用する公共施設の空間放射線量の測定や市立保育園、市立小・中学校の給食食材等の放射性物質の検査等を継続して実施し、市民への情報提供を行います。また、空間放射線量等の測定結果に基づき、状況に応じた対策を講じます。